

## 予算決算委員会 厚生分科会 分科会長報告

厚生分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 34 号、令和 7 年度横手市一般会計補正予算（第 13 号）について、質疑はなく、討論では、立身万千子委員より、賛成の立場で、「今の情勢が国からの縛りがすごくあるときに相当工夫されたと思う。これから先どのようになるのか私たち市民も非常に悩ましいところであるが、この中で何とかして市民の幸せのためにやってもらいたい、私たちも頑張っていきたいという意味を込めて賛成する」との討論がありました。

本案について、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 35 号、令和 7 年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）については、「外国人の被保険者数」についての質疑がありました。本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 36 号、令和 7 年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）及び議案第 37 号、令和 7 年度横手市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）の 2 件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 38 号、令和 7 年度横手市市営介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「一般会計繰入金について、白寿園と森の家はマイナス補正だが、老健おおもりのみ 3,204 万円の増額となったのはなぜか」との質疑に対し、当局より、「入所者の高齢化に伴い、入院により退所するサイクルが早まっており、6 カ月以内で退所する方が退所者全体の 3 割ぐらゐを占めるようになってきた。また、令和 6 年度は大体 3 年以上入所していたが、今年度は 3 年を割る状況となっている。これらの理由により、安定した介護報

酬が得られにくくなり、歳入が不足したものである」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 40 号、令和 7 年度横手市病院事業会計補正予算（第 4 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「市立横手病院の入院収益について、約 1 億 1,000 万円の減額理由は何か」との質疑に対し、当局より、「入院患者数はほぼ昨年並みであり、冬期間は一定の病床稼働率を確保したが、手術単価が高い患者が少なかったため、減額となったものである」との答弁がありました。

このほか、「地域医療連携」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

## 予算決算委員会 産業建設分科会 分科会長報告

産業建設分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 34 号、令和 7 年度横手市一般会計補正予算（第 13 号）については、「上畑温泉さわらびの補助金返還」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 41 号、令和 7 年度横手市水道事業会計補正予算（第 2 号）及び議案第 42 号、令和 7 年度横手市下水道事業会計補正予算（第 3 号）の 2 件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。  
よろしくご審議の程お願いいたします。

## 予算決算委員会 総務文教分科会 分科会長報告

総務文教分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 34 号、令和 7 年度横手市一般会計補正予算（第 13 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 2 款、総務費では、委員より、「スポーツ振興費について、報償費の支出基準は何かあるのか」との質疑に対し、当局より、「横手市スポーツ大賞受賞者へ報奨金を支出している。内規でオリンピック・パラリンピック出場者に支出することとしており、これまで令和 3 年度に北京オリンピック・パラリンピック出場者 2 名が適用となっている。他の事例については現状整備されておらず課題と考えている。今後ワールドカップなど国際大会で活躍する方が出る可能性もあり、改めて研究していきたい」との答弁がありました。

9 款、消防費では、「地域防災緊急整備事業の詳細」や「トイレカー導入の検討」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 39 号、令和 7 年度横手市財産区特別会計補正予算（第 1 号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

## 予算決算委員会 厚生分科会 分科会長報告

厚生分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第44号、令和8年度横手市一般会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出3款、民生費では、「重層的支援体制整備事業について、経済的に困窮していても各分野の相談窓口からこぼれてしまい、相談までつながらない方に対し、手を差し伸べるところまで機能してほしいと考えるが、どうか」との質疑に対し、当局より、「令和7年4月からアウトリーチの事業も実施しており、現在2件の相談対応をしている。件数はまだ少ないものの、対応実績があることから、ケアマネジャーや民生委員など地域の方からの情報があれば、本人からのSOSがなくても、こちらから出向いていきたい。また、税の相談に来た方をふくしの窓口につなげた事例もあり、機会を逃さず確実に相談につなげることができていると捉えている」との答弁がありました。

また、「空家等対策事業について、空き家バンクの登録状況はどうなっているか。また、空家等管理活用支援法人と市はどのように連携してこの事業を進めていくのか」との質疑に対し、当局より、「現在、空き家バンクの登録件数は3件しかない。新年度から空家等管理活用支援法人の指定を行い、事業を進めていくものであるが、指定予定法人による今年度の相談対応が約50件、そのうち解体に進んだものが9件ある。こうした実績をあげていることから、当該法人と連携しながら新たな空き家対策をスタートし、推進していきたいと考えている」との答弁がありました。

また、「サンハイム廃止後の代替事業として2つの新規事業を予定しているようだが、それぞれどのような方々が携わるのか」との質疑に対し、当局より、「ヘルパーを派遣する子育て家庭養育支援事業のうち、家事支援については、現在介護保険事業でヘルパー派遣をしている事業者がメインとなる。育児支援については、ファミリー・サポート・センター事業のサポート会員に、その経験とスキルを生かせるよう事業に携わっていただく予定である。また、ひとり親家庭等生活支援事業については、現在サンハイムの指定管理を行っている法人を想定し、準備を進めてい

るところである」との答弁がありました。

3款では、このほか、「雪下ろし雪寄せ支援事業の助成要件」や「児童虐待防止に向けた取組」、「生活保護率の現状」についての質疑がありました。

4款、衛生費では、「予防費において、HPVワクチン接種率について、女子は40%、男子は15%と見込んで予算計上したとのことだが、もっと目標値を上げていくべきと考えるがどうか」との質疑に対し、当局より、「各種予防接種については、接種のタイミングを逃すことのないよう、対象者へ個別に接種勧奨を実施している。任意である男子へのワクチン接種についても対象者へ個別に通知しているほか、市内中学校へのチラシ配布や市立中学校の生徒へはアプリも活用しながら接種勧奨を進めているところである」との答弁がありました。

4款では、このほか、「新型コロナワクチン接種の取組方針」や「クーリングシェルターの指定」についての質疑がありました。

討論では、青山豊委員より、賛成の立場で、「国等の制約がありつつも市の特性を生かした政策の予算になっていると感じる。市民の安全安心の根幹をなす分野ゆえに、様々な課題が山積しているが、市民の声を丁寧に聞きながら、部局横断・連携で解決に努め、適切な事業執行を期待して賛成する」との討論がありました。

本案について、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第45号、令和8年度横手市国民健康保険特別会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「保健事業費について、前年度比で若干マイナスとなっている。生活習慣病などが重症化する予防策として、こうした事業に多くの予算を計上し、保険給付費を抑制していくことが、本来あるべき姿ではないかと思うがどうか」との質疑に対し、当局より、「被保険者数の減少と実績により予算は減額しているが、令和8年度から宿泊および日帰りドックの助成額を1,000円ずつ引き上げることにしている。加えて、脳ドックの重複助成も可能としており、事業内容は手厚くなっている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第46号、令和8年度横手市後期高齢者医療特別会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「先日開催された後期高齢者医療広域連合議会において、4月から保険料が大幅に上がる保険料率改定案が賛成多数により可決された。当市の議長は反対したが、大多数の議員は財政・基金の状況から、改定はやむなしという判断をしたようである。このような経緯から、当市に情報がきちんと下りてきているのか疑問の声があることも耳にしている。今後は、他自治体と同様に、事前に情報が得られるような仕組みが必要と感じるがどうか」との質疑に対し、当局より、「保険料率改定の内容については、今年1月末に開催された広域連合運営検討委員会で初めて市町村に示されたものである。大幅な保険料増となるため、市町村から多数の意見があったが、広域連合としてはこの数字で国に報告しているため、このまま提案したいという回答であった。その後、広域連合議会当日まで、財政調整基金を償還金に充当するといった情報は一切なく、他市町村も同じ状況であったと思われる。広域連合議会では、今後の対応について検討したい旨の発言があったと聞いている。今後は、運営検討委員会の開催時期や市町村と広域連合の課題共有について、改善されていくものと期待している」との答弁がありました。

討論では、立身万千子委員より、反対の立場で、「先般行われた後期高齢者医療広域連合議会において、75歳以上の一人当たりの保険料が過去に例を見ない大幅アップとなることが判明した。横手市選出議員である菅原議長が厳しく反対討論したが、国や広域連合の言い分は、子ども・子育て支援金制度で新たな保険料の上乗せが必要になるということであった。そもそも子育て支援は社会保険料の対象ではなく、公的医療保険の目的からは大きく逸脱している。本気で子育て支援を強化するのであれば、国庫負担で対応すべきであり、今後ますますそのような目的外負担が横行する恐れがあることを憂慮して反対する」との討論がありました。

本案について、起立採決の結果、可否同数となり、分科会長裁決により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号、令和8年度横手市介護保険特別会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「地域支援事業について、国の基準を超えているため、サービス事業費が増えると保険料に影響するとのこと

だが、前年度比で約 3,200 万円減額している。これまでの取組の成果と捉えてよいか。また、さらに縮小できる見込みはあるか」との質疑に対し、当局より、「今年度から本格的に給付適正化の取組を進めており、利用者の認定基準の適正化とサービス提供事業所の新規参入の制限を行っている。また、ケアマネジャーや事業所等へのアンケート調査や意見交換会を開催し、給付適正化の必要性の理解を深め、必要な方に必要な量だけサービス提供することを意識してもらう取組も行っており、その成果を見込んで予算を削減したものである。この取組を継続することで、今後も削減が見込めると考えている」との答弁がありました。

このほか、「保険者努力支援交付金」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 48 号、令和 8 年度横手市市営介護サービス事業特別会計予算については、「短期入所療養介護事業費の減額理由」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 51 号、令和 8 年度横手市病院事業会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「薬剤について共同購入することだが、ほかにも両病院において共同購入できそうな物品があると思うがどうか」との質疑に対し、当局より、「これまで、様々な物品について共同購入を試みたが、両病院の使用機器が異なるなどの理由で進んでいない。現在、燃料については共同購入を行っており、今後も情報共有を図りながら、できるところから取り組んでいきたい」との答弁がありました。

このほか、「医師、看護師等の充足率」や「公立病院維持に向けた対策」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

## 予算決算委員会 産業建設分科会 分科会長報告

産業建設分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 43 号、令和 8 年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入れについて及び 議案第 49 号、令和 8 年度横手市市営温泉施設特別会計予算の 2 件については、一括議題にして審査いたしました。

議案 2 件について、いずれも質疑、討論はなく、議案第 43 号は、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第 49 号は、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 44 号、令和 8 年度横手市一般会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 6 款、農林水産業費では、「果樹の薬剤助成について、補助率を下げるにあたりどのような分析をされたのか」との質疑に対し、当局より、「本事業の趣旨としては、雪害や暴風被害などに対する一律的な薬剤助成となっている。その中で果樹の生産量が戻ってきたことや単価の増もあり、災害復興からりんご腐らん病や猛暑などピンポイントの対策に加え、生産振興にシフトすべきと判断したものである」との答弁がありました。

また、「中山間地域等直接支払交付事業について、前年度比で 3,000 万円ほどの減額となっているがこの要因は何か」との質疑に対し、当局より、「令和 7 年度が対策の切り替えの年となっており、各活動団体や集落を回り説明をしてきたところだが、地域人口の減少や活動団体の高齢化により活動が継続できないという組織が半分ほどあり、前年度と比較してほぼ半額のマイナス 3,000 万円となっている」との答弁がありました。

また、「重点項目の新規事業として、放任園の対策予算を措置しているが、共同防除組合に入っていない個人の放任園への対応はどのように検討されているのか」との質疑に対し、当局より、「県職員などと現地視察を行ったが、共同防除組合の関係者から、自分たちで対応させてほしいとの話もあったことから、本事業は、共同防除組合が隣接する個人の放任園へ対応する場合も補助対象にしている。ただし、放任園の状況は様々であり、個々の事例を見ながら対策できるよう今後も検討していきたい」

との答弁がありました。

また、「大雄堆肥センターについては、周辺住民から臭いに関する要望が出ているが、今回の改修工事の内容はどのようなものか。また、施設の建設年数を踏まえると将来的な計画を出す必要があるのではないか」との質疑に対し、当局より、「改修工事は悪臭対策として行うものであるが、根本的な対策を行うものではなく対症療法的なもので、施設内で消臭剤を散布し臭いを抑えるものである。また、今後については、県や国などと担当レベルで協議をしているが、移設も選択肢の一つとして、検討を続けていきたい」との答弁がありました。

6 款では、このほか「共同防除組合へのソフト面での支援」や「獣害防止対策事業の誘因木伐採の補助対象」、「イノシシ、ニホンジカによる農業被害の状況」についての質疑がありました。

7 款、商工費では、「秋田スカイフェスタ等で使用している熱気球の買い替え予算が計上されているが、かごやバーナーを含めて新しくするものか。また、デザインについては、市のPRにつながるものであると思うが、どのようにする予定か」との質疑に対し、当局より、「かごやバーナーについては現在のもを使用し、上部の球皮を買い替えるものである。また、デザインについては、横手市と分かるもので広くPRにつながるよう検討していきたい」との答弁がありました。

また、「出前かまくらは、何カ所で実施予定なのか。また、多額の経費がかかっていると思うが、今後についてはどのように考えているのか」との質疑に対し、当局より、「東京タワーや姫路市など計6カ所での開催を予定している。また、経費については、横手市の認知度向上や情報発信効果、物産・飲食の売り上げなどを加味すると費用対効果が見込めると判断をしている。今後については、マンパワーの確保の面からも民間委託を含め様々な形での検討を進めている」との答弁がありました。

7 款では、このほか「トップセールスでの農業分野との連携」や「誘致企業支援の効果に関するデータ公表」についての質疑がありました。

8 款、土木費では、「河川のしゅんせつ工事について、近年集中豪雨などの被害が起きており、市民からも要望がある。優先度はどのようにして決めているのか」との質疑に対し、当局より、「予算計上にあたっては、市民から要望のあった緊急的にしゅんせつ工事が必要な河川のうち、今回は4つの河川について計上している」との答弁がありました。

また、「道路に関して、修繕が必要な箇所が多数あると思う。しかし、関連する予算が前年度と比べ減少しているがこの要因は何か」との質疑に対し、当局より、「予算額は昨年度と比較し減少しているが、事業計画としては予定どおりであり、それほど変わらない状況である。また、流雪溝などのポンプの更新等に関する予算については、要望が多くあったことから増額となっている。こうした部分でも地域の要望を反映しながら、市民の安全安心の確保に努めていきたいと考えている」との答弁がありました。

また、「除雪に関して、直営のほうがコスト面でも有利と考えるが、オペレーター確保の課題がある。処遇改善などの検討が必要ではないのか」との質疑に対し、当局より、「急激に委託へシフトするのは難しく、当面は直営を残していきたいと考えているところである。処遇改善の一番の課題は賃金であると思うが、季節雇用と通年雇用とのバランスの面など、一朝一夕にはいかない問題が多くある。しかし、オペレーターの確保に処遇改善は必須と捉えており、今後も検討を進めていきたい」との答弁がありました。

8 款では、このほか「除雪費の予算編成方法」や「真人公園の木製遊具の整備」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 52 号、令和 8 年度横手市水道事業会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「給水件数と給水量はどの程度減少しているのか」との質疑に対し、当局より、「給水件数については、おおむね横ばい傾向である。また、年間総給水量については、昨年度比較で約 10 万立方メートルほどの減少を見込んでいるが、特に近年は一般家庭の減少幅が大きくなっている」との答弁がありました。

また、「水道事業の経営には有収率が大きく影響するが、効率的に上げていく方策などはあるか」との質疑に対し、当局より、「有収率の向上は水道事業として大きな課題と捉えている。老朽管の更新とあわせ、地域の流量を計測し漏水箇所を把握する仕組みを構築するための予算を計上している」との答弁がありました。

このほか「工業用水などの大口利用者への減免措置の有無」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 53 号、令和 8 年度横手市下水道事業会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「県の流域下水道負担金については、どのように金額が決定されているのか」との質疑に対し、当局より、「県と市で 3 年に一度、流入量予測と施設の維持管理費などを基に協議を行い、流入量 1 立方メートル当たりの単価を決定している。なお、令和 8 年度が改定の時期であるが、単価は令和 7 年度同様の 1 立方メートルあたり 65 円となっており、3 年間据え置き単価となる」との答弁がありました。

また、「今後、人口減少により、浄化槽汚泥などは減っていくと思う。そのため、県の流域下水道処理場に投入しても問題のない時期は必ずくる。投入に関して県との協議を再開すべきと思うが、どうか」との質疑に対し、当局より、「市としても経営の効率化が必要と考えており、計画を再開できるような時期が来れば、県と協議をしたいと考えている」との答弁がありました。

このほか「大森浄化センターに係る第三者委員会の開催予定回数」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

## 予算決算委員会 総務文教分科会 分科会長報告

総務文教分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 44 号、令和 8 年度横手市一般会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 2 款、総務費では、「内部情報系システム運用管理費について、前年度と比較し 6,700 万円ほど増額しているが要因は何か」との質疑に対し、当局より、「職員が使用するレーザープリンタの老朽化に伴う更新費用のほか、業務用のパソコンに導入しているオフィスソフトのサポート期限満了に伴う更新費用となっている」との答弁がありました。

また、「会計年度任用職員について、現在 1,000 人ほどおり、正職員と合わせると 2,000 人近く職員がいることになる。人口減少に当たり、事務の効率化を図ろうとしているが、組織のサイズダウンも必要であり、会計年度任用職員の人数が多すぎるのではないかと思うが、方針を伺う」との質疑に対し、当局より、「令和 8 年度の会計年度任用職員については、保育所や学童保育の民間委託等に伴い 240 人程度減少している。また、人件費に関しては、選挙関係や国勢調査分が減少している。行政課題が複雑・多様化していることから、職員一人一人の持てる力を最大限に発揮できるように職員研修のほか、組織機構や人員配置の最適化を図るなど効率的な行政運営を進めていく必要があると認識している」との答弁がありました。

また、「若年世帯住まい応援事業について、29 歳以下の夫婦が家を新築する際に一部助成するとしているが、29 歳以下とした理由は何か」との質疑に対し、当局より、「若年世代の定住に加え、少子化対策、晩婚化対策という視点も狙いの 1 つとしている。20 代で家を建て、市に定住し、そこから出産、子育て、多子世帯へというような形でつなげていただきたいとの思いで 29 歳以下とした」との答弁がありました。

これについて委員より「この事業は何年継続する予定か」との質疑があり、当局より、「令和 8 年度に本事業を実施した場合、その助成ありきで今年新築しようとすることは割と難しいことと考える。やはり家族や夫婦で相談する過程は必要だと思うので、現時点では明確に何年と答え

られないが、市としてはある程度行動変容が起きるまで続けたいと思っている。ただし、財源は一般財源であることから、ニーズやこの後の状況を見ながら判断したい」との答弁がありました。

これについて委員より「費用助成の割合はどのようなものか。また、例として他市に居住している方が市内に新築する場合は対象となるか」との質疑があり、当局より、「対象要件として、令和8年4月1日以降の契約で、新築は補助率20%、最大300万円、中古住宅購入と増築・リフォームは補助率10%、最大100万円と想定している。また、他市に居住していても、住居取得後の申請時に市内に転入したことが確認できれば対象とする予定である」との答弁がありました。

2款では、このほか「地区会議からの要望への対応」、「職員の採用方針」、「副拠点エリア整備事業の内容」や「書かないワンストップ窓口構築事業の予算積算」についての質疑がありました。

9款、消防費では、「消防費減額の要因」や「消防車両納車にかかる期間」についての質疑がありました。

10款、教育費では、「奨学金返還支援事業について、昨年度と比較し減額となっているが理由は何か」との質疑に対し、当局より、「予算はこれまでの実績に基づき算定している。なお、ここ数年の交付件数の状況はほぼ横ばいで50人台後半を推移している。本事業は県と連携し実施しているが、対象人数の急激な増減はないものと思われ、ここ数年の推移を考慮し予算計上している」との答弁がありました。

また、「各地区交流センターでの生涯学習講座について、市の関わり方が弱く参加者が増えていないような印象を受ける。市民が興味を持ち積極的に参加できるような講座を考えていく必要があると思うが、考えを伺いたい」との質疑に対し、当局より、「来年度は新たな生涯学習推進計画を策定予定であるが、現計画策定時と変わった点として、公民館を地区交流センター化したこと、コミュニティ・スクールを全小中学校に導入したことが挙げられ、講座形式で生涯学習推進を図るだけでなく、多彩な体験活動や地域に関わる活動を通し、高齢者を含め様々な市民の方が参加できるような形態を考えていきたい」との答弁がありました。

10款では、このほか「学校給食費支援事業の対象者」、「増田まんが美術館指定管理料の推移」や「大鳥井山遺跡の土地公有化」についての質疑がありました。

12款、公債費では、「一時借入金利子の実績」についての質疑がありま

した。

13 款、諸支出金では、「横手市民会館施設整備基金積立金について、実質収支の 10%を積み立てるとしているが、これに関して、条例提案の際には具体的に 2 億円を 10 年間積み立てたいという話であった。そうであれば 2 億円を予算として置くべきなのではないかと思うが、どうか」との質疑に対し、当局より、「当初から 2 億円を計上するべきということは一つの考えであると思うが、実際に 9 月議会で決算を迎えた上で、その金額も加味し積み増しできるようであればさらに積立したいと考えており、そのような形での運用をしたいと考えている」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 50 号、令和 8 年度横手市財産区特別会計予算については、「各財産区の財務状況」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。  
よろしくご審議の程お願いいたします。